

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
藤枝市	稲葉地区（宮原、寺島、助宗、堀之内、谷稲葉）	令和4年2月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	402 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	218 h a
③-Ⅱ地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	97 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	44 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	33 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.33 h a
（備考）	

注1：③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積（4.33ha）よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積（44ha）の方が、約40 h a 多い。これにより、今後、離農などによる耕作放棄地の増加が懸念される。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>稲葉地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者24経営体が担うことになるが、まだまだ担い手は不足している。このため、今後、地区内で解決手法（規模拡大意向の農業者の発掘、若手新規就農者の育成、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進するなど）を話し合い、担い手不足の解消に向けて対応していく。</p>
--

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落農農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		茶	0.18 ha	茶	0.18 ha	谷稲葉
認農		茶	0.7 ha	茶	0.5 ha	谷稲葉
認農		茶、露地野菜	3 ha	茶、露地野菜	2.5 ha	
認農		茶、柑橘、水稻	0.95 ha	茶、柑橘、水稻	0.65 ha	堀之内、谷稲葉
認農		茶、柑橘、水稻、施設野菜	1.9 ha	茶	1 ha	谷稲葉
認農		茶、水稻、野菜	1.5 ha	水稻、野菜	0.6 ha	
認農		茶、水稻	3.3 ha	茶、水稻	3.3 ha	助宗、宮原、谷稲葉
認農		茶、ミカン	4 ha	茶	5 ha	助宗、堀之内、寺島
認農		茶、ミカン	2.6 ha	茶、ミカン	2.6 ha	谷稲葉、寺島
認農法		施設野菜(ハーブ)	0.46 ha	施設野菜(ハーブ)	0.5 ha	宮原
認農		ミカン	0.21 ha	ミカン	0.75 ha	宮原、助宗
認農		イチジク、ミカン	0.5 ha	イチジク、ミカン	1.4 ha	宮原、助宗
認農法		生シイタケ	0.17 ha	生シイタケ	0.17 ha	宮原、堀之内
認農法		茶	0.2 ha	茶	0.2 ha	
認農		枝豆、レタス	1.95 ha	枝豆、レタス	3.3 ha	助宗、宮原
認農法		茶	0.71 ha	茶	0.71 ha	宮原
		茶、水稻	1.8 ha	茶、水稻	1.5 ha	堀之内
認農法		ネギ、サツマイモ、枝豆、野菜	0.8 ha	ネギ、サツマイモ、枝豆	1 ha	
認農		茶	1.25 ha	茶	1.25 ha	谷稲葉
		梨	0.17 ha	梨	0.17 ha	谷稲葉
		水稻、さつまいも	3.9 ha	水稻、さつまいも	4.2 ha	谷稲葉
		施設園芸、水稻	0.28 ha	施設園芸、水稻	0.25 ha	
認農		茶、レタス	1.7 ha	茶、レタス、とうもろこし	0.8 ha	助宗、宮原
		水稻、大豆	0.7 ha	水稻、大豆	0.7 ha	谷稲葉
計	24人		32.93 ha		33.23 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。